

平安時代の子女教育・教養論の研究  
**A STUDY OF THE THEORY OF EDUCATION FOR MEN AND WOMEN  
DURING THE HEIAN PERIOD**



<https://doi.org/10.5281/zenodo.6653570>

**Kurbonova Gulnoza**

Samarkand State Institute of Foreign Languages  
Department of Far Eastern Languages (Uzbekistan)  
Tel: +998999666180

**Borankulova Samal**

Al-Farabi Kazakh National University  
The Far East Department, Japan Studies Division (Kazakhstan)  
Phone: +770771294550

**ABSTRACT**

*The article discusses the state of men and women education, mainly in the Heian period. Men were educated in Daigaku-ryo (Bureau of Education under the Ritsuryo system), instructors' private schools or at home. On the other hand, women were educated at home under their parents, menoto (wet nurses), and nyoubou (female servant who served the imperial court and high-ranking people in the aristocratic society), and received the education of the waka poems, tenarai (calligraphy), and musical instrument. In addition, women had the necessary dyeing and sewing skills as housewives. Most are practical. It can be seen that there were differences in the content and educational policies of women' education depending on their family and the future decided by their parents.*

**Key words:** *Murasaki Shikibu, the Tale of Genji (Genji Monogatari), Heian period, classical literature, aristocratic society, Daigaku-ryo (Bureau of Education under the Ritsuryo system), home education, Chinese studies, waka poems, calligraphy, music*

1、はじめに

筆者は『源氏物語』の女子教育・教養に興味を持ち、研究を進めてきた。女子教育・教養の特徴を見出すために、男子教育・教養と照らし合わせる必要がある。女子教育の問題を取り上げ、男子教育と対照的に論じた方がより分かりやすいかと思われる。さらに、『源氏物語』における子女教育を論じる際、史上の子教育の実態をまず明確にする必要性も要求される。

本論文では、平安時代の子女教育・教養について検討する。平安時代の学制と大学寮の教育については、桃裕行氏（注<sup>i</sup>）の研究成果、『令』規定（注<sup>ii</sup>）のほか、藤原師輔の『九条右丞相遺誡』（注<sup>iii</sup>）、三善清行の『意見十二箇条』（注<sup>iv</sup>）などの資料を合せて論じたこともあるが、今

回は省略する。本論文において、まず、平安時代における男子の教育・教養、続いて女子の教育・教養のあり方について詳しく言及する。

## 2、平安時代における男子教育・教養

以下、文章博士、大学頭を歴任した三善清行が学者として「窮困凍餒の郷」（87頁）になってしまった大学寮の現状を嘆いて意見封事を提出したその『意見十二箇条』よりである。

国を治むるの道は、賢能を源と為す。賢を得るの方は、学校を本と為す。ここをもて古者は明王、必ず庠序を設けて、もて徳義を教へ、経芸を習はして、彝倫を叙づ。（85～86頁）

国を統治するために、賢能が不可欠であり、その才能を心得る所は学校である。古い時代にも君子は必ず学校を設立し、徳義や経芸を学ばせて、人倫を説いたのであった。そういうわけで、天智天皇の御代に大学寮が創建され、まさに国を統治するために賢能な官僚の養成を目的で学校教育が発生した。それが、いわゆる今日の実形をもった教育の出発点でもあった。

しかし、貴族社会において外へ出て働く、官吏になる者は男子であり、女子は家奥の者であった。男子は学校と家庭で養育された。大学に入学し、漢学を学ぶことは男子教育の基本的な教育方針であった。大学寮に入学する年齢は13歳と規定されていても、教育教養はもちろん幼い時から始まっていた。幼少時代は家庭内で教育を受け、後に大学寮に入学した。博士の私塾に通い、また博士を家庭教師の形で招くこともあり、好きな科目を学ぶという教育方法も盛んであったことは桃裕行氏の研究から分かる。また、高位高官の子弟は紀伝道に入学し、中国の文学歴史といった紀伝道的な知識を習得した。すなわち、大学教育は中下流貴族にとって出身するために必要であり、蔭位孫である上級貴族にとっては生活上または宮廷内の儀式や宴会の場での実用的ないし遊芸的なものであった。日向一雅氏は、貴族社会における学芸と遊芸について論じ、貴族にとって漢詩漢文の教養は漢詩の詠作に熱達するため必要であると述べられ、さらに宴会における漢詩の詠作について以下のように示される。

それらは多くの場合漢詩だけでなく同時に和歌も詠まれ、さらに管弦の遊びを伴う催しであって、漢詩詠作は学芸であると同時に遊芸的な側面があったと考えてよい。（注<sup>v</sup>）

初めて読書をすることを読書始めという。読書始めの年齢は七歳ぐらいとされている。まず、博士や尚復に音を聞き、暗誦した。暗誦が終わってから、書の内容を習ったのである。ここで藤原師輔が日常の振舞い方や心構え、仏教信仰などを説き、子孫に遺誡として残した『九条右丞相遺誡』から例を示した。

凡そ成長なりて頗る物の情を知るの時は、朝に書伝を読み、次に手跡を学べ。その後諸のゆけ、遊戯を許す。ただし、<sup>るよう</sup>、鷹<sup>けん</sup>、犬・博奕は、重く禁遏するところなり。元服の後、官途に趨らざるの前、その為すところもまたかくのごとし。（117頁）（注<sup>vi</sup>）

読書と手習は元服前の幼少時代からの家庭教育の基本であり、藤原師輔の息子たちは大学に行かず、その教育が家庭で行われていた（注<sup>vii</sup>）。

文才方面の漢詩漢文の学問、いわゆる漢籍の知識が男子の基本的な教育教科であったが、それ以外に音楽や舞楽などの実用的な本才の教養も重要であった。

平安後期・末期の貴族は、前期と異なり、中国の儒学・歴史・詩文一ひとくちに「漢学」にかかわる教養のみでは満足できなくなった。和歌創作に向けての能力養成の歴史は奈良時代以前にまでもさかのぼるけれども、書画・音楽・遊戯と、要請される教養は、和風文化に向かって広げられていった。（注<sup>viii</sup>）

平安後期・末期より以前に漢学とともに、新しく構築されつつあった文化、和風的な万葉仮名や平仮名、和歌の創作、管弦楽器などの学芸を修得していたに違いない。

新しい貴族文化は日本国風一和風の文化であり、優美典雅を重んじずるものであった。貴族たちは漢学を教養の中心にしながらも、同時に新しい貴族文化の担い手として、それらを愛好し、また学習しなければならなかった。（注<sup>ix</sup>）

以下、加藤理氏の論文（注<sup>x</sup>）によりながら、男子教育の実態をまとめてみたい。加藤氏は「ちご」と「わらは」を境に男女の教育、それもまた上級と中下級貴族の場合をそれぞれ詳しく検討している。上級貴族の子弟に必要なとされた教養は、朝廷の諸儀式や祭礼に関わる有職故実の知識、漢詩文を自由に読んだり、創作したりするための能力、音楽の教養、和歌の知識と和歌を詠むための能力、舞や絵などの趣味や風流に関わるものであった。ここに挙げられていないが、『九条右丞遺誠』にあったように手習も必須の教養であった。漢詩漢文は、学芸ないし遊芸的な性質をもつが、和歌も必須の教養であった（注<sup>xi</sup>）。日向一雅氏は貴族の音楽と舞の教養についても以下のように示されている。

平安貴族にとって、音楽や舞に練達することは、社交生活にも欠かせない作法になっていた。数多い年中行事には必ず宴会が付属し、宮中や貴族の邸宅の行事や催しも終わった後には宴会があり、あるいは野外の遊覧においても同様であって、その宴会には必ず管弦の遊びがあった。その折に舞が付属することも珍しくなかった。音楽も舞も鑑賞されるものであると同時に、自分が楽器を演奏できること、歌を歌えること、舞を舞えることが求められた。（注<sup>xii</sup>）

楽器と舞が貴族の子弟に必要な教養であり、楽器の場合は管弦両楽器を心得ることは普通であった。

蔭位孫であるから叙位任官され、後の昇進も予定されていたため、官職に対する知識は職務遂行に支障がない程度の最低限のものを修めておいた上で、漢詩文、和歌、管弦の教養を中心に日常生活や行事、祭礼や宴会に必要なものを修得することが要求されていた。教育は、繰り返し述べてきたが、大学寮か、多くの場合家庭で行われた。師匠を招くこともあったが、父に直接教わることもあった。

一方、中下級貴族の子弟にとって、出身するための知識や教養が要求され、高級官僚になることも難しかったために紀伝道を修め、文人として出身する道を選ぶ人も多かった。世襲化と家学が発生して以来、それぞれの家の家学を伝授するようになり、中下級貴族は上流貴族より専門的な知識や教養を身に付けることが要求されていた。中下階級貴族の場合も家庭で養育されることが多く、親が専門的な知識や教養を身に付けていれば、親に直接学んだ。漢詩文方面の才に優れていた父藤原為時が息子を教育した用例がそれである。

この式部の丞といふ人の、童にて書読みはべりし時、聞きならひつつ、かの人はおそう読みとり、忘るるところをも、あやしきまでぞさとくはべりしかば、書に心入れたる親は、「口惜しう、男子にて持たらぬこそ幸ひなかりけれ」とぞ、つねに嘆かれはべりし。（『紫式部日記』、209頁）（注<sup>xiii</sup>）

父親が、自ら教育するか師匠を招くかのこと、教材の用意など、教育方針などを支持し、男子教育の場合も重要な役割を果たしていた。以上、加藤理氏の論文によりながら、男子教育をまとめた。上記の必須といってよい教養のほかには物合（貝合、根合、草合、菊合、前裁合、絵合、物語

合、薫物合、虫合、鶏合など)の教養、囲碁、双六、博奕と野外の蹴鞠や小弓、鷹犬などの遊芸もあった(注<sup>xiv</sup>)。上記の『九条右丞相遺誡』に、まず学問を学習してから、その後遊戯をする  
とあったが、「ただし、<sup>るよう</sup>、<sup>けん</sup>、鷹、犬・博奕は、重く禁遏するところなり」(117頁)と、鷹犬による狩猟と博奕を禁じている。学令にも学生の日常生活の心得についての規定がある。

凡学生在学。不得作楽及雜戲。唯弹琴習射不禁。其不率師教。及一年之内。違暇滿百日者。並解退。(267頁)

大学生は唯一「琴」と「射」の遊芸は許されていたことが分かる。以上、貴族社会における男子教育・教養についてであった。

### 3、平安時代における女子教育・教養

以下、女子教育について、主に渋川久子氏の「平安時代の女子教育」の論文(注<sup>xv</sup>)によりながら、『紫式部日記』、『枕草子』などを資料として平安時代の女子教育を考察する。

大学寮の入学資格は主に貴族の子弟に限定され、一般民衆の子弟は基本的に大学に入学できなかった。初位や庶民の子弟の教育を目的とし、平安時代前期に僧空海が綜芸種智院を創建する。

しかし、綜芸種智院は空海と外護者の藤原<sup>みつ</sup>、<sup>もり</sup>三、守の没後、消滅する。同じごろに女子教育機関が創建され、それが「女子教育施設の濫觴」であったと石川松太郎氏が述べる。

奈良より平安時代にかけては、仏教思想の深化と普及に即して、僧侶や貴族による民衆の救済ならびに教科がはかられるようになった。行基・空海らによる生産力の増幅、難民の救援と民衆教科とを結びつけた宗教的行為は著名である。また平安初期、藤原良相が前掲した勸学院とかかわって崇親院を設け、一族のうち経済的に恵まれない女性を收容・保護したのも、仏教の慈悲理念を抜きにして考えられない行為であり、単なる保護にとどまらず、積極的な教育を実施した跡もうかがえるから、女子教育施設の濫觴としても注目される。(注<sup>xvi</sup>)

仏教の慈悲理念をもとに崇親院が出来、経済的に恵まれない女子の保護と教育場であったわけである。しかし、それは藤原氏の経済的に恵まれない家の女子の場合のみであり、一般的に貴族の女子は家庭で教育されていた。一門の将来を担い良家との婚姻が期待させる貴族の女子の教育教養と崇親院の教育の方針が違っていたであろう。

平安中期は、藤原氏の勢力が著しく伸び、摂関政治の風が吹き始めた時代である。藤原氏が摂関となり、国政を握るために娘を大事に教育し皇室に入れることを競い合っていた。

高位貴族では娘を天皇や東宮の後妃とし、皇室の外戚となることによって、娘も幸せとなり、一族の幸せと繁栄とを同時に勝ち取ることができると考えた。(注<sup>xvii</sup>)

そのため、女子の教育教養に特別に力を入れ、将来を期待した。藤原氏は、娘を養成するために高い教養の持ち主たち、いわゆる女房らを雇っていた。宮仕えを目指し、中下級貴族も教育に必死であり、紫式部や清少納言などのような教養の高い女房が次々と現れ出ることとなる。一般的にも勢力のある家、高貴な家に嫁ぐことを親が望み、女の教育に力を注いだ。教育教養は当時の女性にとって「顔」であり、良い運命を手に入れるものであった。高級貴族の場合は后がね、中下級貴族の場合は宮仕えと良家に嫁ぐことなど、目的は様々であるが、親が娘に期待をかけており、王朝女性の教育が著しかった時代でもあった。加藤理氏は、上流貴族の場合天皇家と婚姻関係を結ぶことを最上の理想としたが、そうならないときは摂関家やそれに准ずる家と婚姻関係を



期待し、その結婚が可能になるように、あるいは叶った後に一夫多妻制の中で夫の寵愛を得ることができるように、必要な教養を身に付けることが要求されたと述べている。さらに、中下級貴族の女性は摂関家との婚姻関係を最上の理想とし、その次に豊富な受領家の子弟が対象であったが、后妃や摂関家の娘に女房として使えることも多かった、と示す。女房の場合は、上流貴族の娘とは違い、専門的な和歌や管弦、物語などの知識や教養が要求されたと指摘する（注<sup>xviii</sup>）。上流貴族の娘は幅広い、中下級貴族の娘は専門的な知識や教養を身に付けていたという。紫式部は、特に女房を目指していたわけでもないが、かなり知識や教養が高く、そして幅広いのである。それはやはり一族に文人官人が多かったことや家庭的環境に由来するのであろう。

女性の必須科目は 3 つあり、それらは和歌、習字と音楽であった。『枕草子』に藤原師尹の娘芳子の教育についての記事があり、よく引用される一例である。定子が語る父師尹の娘教育の話であるが、娘がまだ姫君であったときに心得るように、と師尹が指示した教育方針は以下の通りである。

一つには御手を習ひたまへ。次には琴の御琴を、人よりことに弾きまさらむとおぼせ。さては古今の歌二十巻をみな浮かべさせたまふを御学問にはせさせたまへ。（『枕草子』、54頁）（注<sup>xix</sup>）

女子は「御手」つまり習字、「琴の御琴」つまり楽器、「古今の歌」つまり和歌の三科を学問とすべきことが明瞭に示されている記事である。楽器に関していえば、一般的に箏の御琴を習っていたが、師尹は「琴（きん）の御琴」を習わせた。頭注に、「一条朝当時「きん」（「琴の御琴」）は奏法がむずかしくて、一般にはあまり行われなかった。」とある。わざわざ、一般的に行われなかった楽器を選び、奏法の難しい琴を「人よりことに弾きまさらむとおぼせ」と言った師尹が、娘を特に優れた姫君として養育したかったのであろうし、古風さを引き出そうとしたのであろう。当時、藤原氏は娘を後宮に入れることを競い合い、そのためにも娘を特に優れた女性に仕立てたかった面影が窺える。娘が後宮に入り、帝の寵愛を得て皇子を産めば、自分たちは外戚となれる。一家の将来・繁栄を娘に託していたのである。後宮に入ってから、宣耀殿の女御は村上天皇に「箏の御琴」を教わっていた記事が『栄花物語』と『大鏡』に見える。

帝、箏の御琴をぞいみじう遊ばしける。この宣耀殿女御に習わせたまひければ、いとうつくしう弾きとりたまへりけるを、女御の御はらからの濟時の少将、つねに御前に出でつつ、さりげなく聞きけるほどに、いみじうよく弾きとりたまへりければ、上、いみじう興ぜさせたまひて、召し出しつつ教へさせたまひて、後々は御遊びのをりおりはまづ召し出でて、いみじき上手にてぞものしたまひける。（『栄花物語』、29）（注<sup>xx</sup>）

帝は宣耀殿の女御に習わせたところに、師尹の二男である濟時の少将も傍らで聞いているうちに、上手に弾けるようになり、関心を持った帝は濟時の少将を呼び出し、稽古をさせた、と言う。御遊びの折も、先ず呼び出し、濟時の少将は上手な演奏を披露したのであった。琴は男子にとっても欠かせない教養であり、親以外の者に教わった例である。

同じく、『栄花物語』に按察大納言の娘であった更衣の娘女三の宮が「御琴」が上手であることを村上天皇が聞き、更衣に頼み、女三の宮を呼び出して楽器の演奏をさせた話がある。

按察の更衣の御腹の女三の宮、琴をなんをかしく弾きたまふと聞しめして、帝、「いかでその宮の琴聞かん。参らせたまへ」と、御息所にたびたびのたまはせければ、母御息所いとうれしく思して、したてて参らせたまへり。（『栄花物語』、52～53頁）

このとき、女三の宮は「十二三ばかり」であり、帝も演奏を聞いたところ「御琴をいとをかしく弾きたまへば」（53頁）であった。実は紫式部も箏の御琴の名手であった。

風の涼しき夕暮、聞きよからぬひとり琴をかき鳴らしては、「なげきくははる」と聞きしる人やあらむと、ゆゆしくなどおぼえはべるこそ、をこにもあはれにもはべりけれ。さるは、あやしう黒みすすけたる曹子に、箏の琴、和琴、しらべながら、心に入れて、「雨降る日、琴柱倒せ」などもいひはべらぬままに、塵つもりて、よせ立てたりし厨子と柱とのほさまに首さし入れつつ、琵琶も左右に立ててはべり。（『紫式部日記』、203～204頁）

箏の琴、和琴と琵琶とあるが、夫も式部も弾いていたであろう。琵琶は男の楽器とされていたが、女性も愛好した楽器に数えられている（注<sup>xxi</sup>）。楽器は、自らを慰めるために演奏する、家庭内で家族と、宮廷や貴族の祭事や宴会で他の人と合奏する、恋人や主人のために、または供に弾く、といったような様々な場合において必要であった。

さらに、『枕草子』に師尹が娘の教育に熱心であったことを聞いた村上天皇が「御物忌なりける日」（54頁）に宣耀殿の女御に和歌の試験をした話もある。

古今を持てわたらせたまひて、御几帳を引きへだてさせたまひければ、女御、例ならずあやしとおぼしけるに、草子をひろげさせたまひて、『その月、何のをりぞ、人のよみたる歌はいかに』と問ひきこえさせたまふを、かうなりけりと心得たまふもをかききものの、…（『枕草子』、54頁）

すこし間違いでも見つけて、それで終わりにしたいと帝が思うのであったが、最初の10巻を1つも間違いなく答えたのであった。

せめて申させたまへば、さかしうやがて末まではあらねども、すべてつゆたがふ事なかりけり。いかでなほすこしひが事見つけてをやまむと、ねたきまでにおぼしめしけるに、十巻にもなりぬ。（『枕草子』、55頁）

その後、帝は休憩に入るが、やはり納得はできなくて、残りの十巻も問っている。

いと久しうありて起きさせたまへるに、『なほ、この事、勝ち負けなくてやませたまはむ、いとわろし』とて、下の十巻を、『明日にならば、ことをぞ見たまひ合はする』とて、『今日定めてむ』と、大殿油まるりて、夜ふくるまでよませたまひける。されど、つひに負けきこえさせたまはずすなりにけり。（『枕草子』、55頁）

古今20巻を覚えることは、非常に困難であったようであるが、それは女子の和歌教育であった。『大鏡』にも同じく宣耀殿の女御の和歌の教養を称える記事が見える。

（宣耀殿の女御が）「古今うかべたまへり」と聞かせたまひて、帝、こころみに本をかくして、女御には見せさせたまはで、「やまとうたは」とあるをはじめに、まづの句のことばを仰せられつつ、問はせたまひけるに、言ひたがへたまふこと、詞にても歌にてもなかりけり。（『大鏡』、118頁）

教科目の1つとされていた和歌の場合は『古今和歌集』の歌のみならず、詞書きの部分も必須であったようである。古今集は貴族女子にとって常識であった。

和歌を詠んで自身の心を慰め、だれかへの消息に一首添え、恋の呼びかけ、応答にも和歌をつける、慶弔の儀礼にも詠歌して捧げる、朋輩の女房たちと郊外にほととぎすを聴きにいつ

でも、ほととぎすの歌を詠まないうちは小さな物見遊山の終わりはきちんと収まらないのである。時にはだれかが著名な和歌の上の句をいい、他の人々がその下の句をいい当てて楽しむとか、和歌を詠み合い、優秀を判定して競い合う。平安貴族にとって、和歌は生活の手段であり、娯楽の手段であり、優雅な学問の一つでもあった。（注<sup>xxii</sup>）

生活上と娯楽の手段という性質をもつ和歌。以下、『枕草子』に見える定子が『古今集』の上の句を詠みあげ、下の句を女房に問う、というクイズ形式の遊びをした話も非常に興味深い。娯楽でもあり、和歌の勉強のための遊びともいえよう。

古今の草子を御前に置かせたまひて、歌どもの本を仰せられて、「これが末いかに」と問はせたまふに、すべて夜昼心にかかりておぼゆるもあるが、け清う、申し出でられぬは、いかなるぞ。（『枕草子』、52頁）

この用例中注目したいことは、「すべて夜昼心にかかりておぼゆるもある」という部分である。それほどみんな熱心に学んだのであるが、緊張のあげく、上手く答えられなかったのである。しかし、「中にも古今あまた書き写しなどする人は、みなもおぼえぬべきことぞかし」（同上、53頁）とあるように、『古今集』を数多書写していた女房が当然ながら答えられたのである。宮仕えていた女房の中で写本もしていた女房がいることが分かる。写本の作業に取り掛かる女房は、もちろん教養が広く高く、さらに筆跡も優れていなければならなかった。また、『枕草子』に皇后定子が白い色紙を押し畳んで、「これにただいまおぼえむ古きこと一つずつ書け」（51頁）と女房らに古歌を書かせる場面がある。その続きに以下のようにある。

御硯取りおろして、「とくとくただ思ひまはさで、難波津も何も、ふとおぼえむことを」と責めさせたまうに、などさは臆せしにか、すべて面さへ赤みてぞ思ひ乱るるや。（『枕草子』、五一頁）

以上の文中に見られる「難波津」は『古今和歌集』の仮名序に見える和歌である。

難波津に咲くや木の花冬こもり今は春べと咲くや木の花（20頁）（注<sup>xxiii</sup>）

頭注によれば、「難波津」は「当時手習いのはじめとして用いた歌。従って誰でも知っている歌として中宮は例にあげていることになる。」とある。以上の記事から、貴族の女子の教育において、和歌は必須科目であったことは立証できるし、『古今集』は教材であり、習字のときの手本でもあった。このように和歌と手習は供に学ぶことが多かった。渋川久子氏は、習字に実用的ないし芸術的な側面があることを指摘している。

習字は文字の読み書きを覚えるためだけではなく、文字を美しい手蹟で書くことができるためにも欠くことのできない教養であった。印刷や通信の機械、機器がないわけだから、書物を読むにもまず書写してから、となるし、消息を交わすにも筆を持って手紙を書いて、ということになる。そのうえ仮名文字の発明、発達も顕著で、習字は実用的にも、芸術的にも習熟が重要視されたのであった。（注<sup>xxiv</sup>）

文字を覚えるため、文を交わすため、書写するためなど手習は重要なものであった。その上、美しい筆跡で男を魅力する力も持っていた。

『紫式部日記』に紫式部が書写作業関わっている記事がある。

入らせたまふべきことも近うなりぬれど、人々はうちつぎつつ心のどかならぬに、御前には、御冊子つくりいとなませたまふとて、明けたてば、まづむかひさぶらひて、いろいろの

紙選りととのへて、物語の本どもそへつつ、ところどころにふみ書きくばる。かつは綴ぢあつめたたむるを役にて、明かし暮す。（『紫式部日記』、167頁）

以上の引用中の「物語の本」は『源氏物語』と考えられ、物語の書写作業が語られている。式部は紙を選んだり、必要な所に書写依頼の手紙を出したりしているが、自ら書写していない。書写されたものを綴じたりして日々を過ごしていたとある。書写の為の紙を選んだりするにも紙についての教養が要求される。『源氏物語』の中でも紙の種類や性質も詳しく書かれており、文を出すときもその場や季節に合せた紙を選び出す能力も貴族女性に要求されていた。また、紫式部は漢籍に関しても高い教養のあった女性の一人である。

この式部の丞といふ人の、童にて書読みはべりし時、聞きならひつつ、かの人はおそう読みとり、忘るるところをも、あやしきまでぞさとくはべりしかば、書に心入れたる親は、「口惜しう、男子にて持たらぬこそ幸ひなかりけれ」とぞ、つねに嘆かれはべりし。（『紫式部日記』、209頁）

文人であり、詩文の才に優れていた父藤原為時が息子を教育し、式部が側で聞き学んだ。当時の女性に必要とされなかったと考えられている漢詩文の知識を娘が学ぶことをとめなかったほど、父藤原為時子供の教育に熱心であったようである。「書に心入れたる親」でもあった。学識の重要性を『源氏物語』でも訴えている作者には、父からのその「想い」が引き継がれたのではないであろうか。

夫と住んでいた邸にも和歌や物語、漢籍がおいてあった。

大きな厨子一よろひに、ひまもなく積みてはべるもの、ひとつにはふる歌、物語のえもいはず虫の巢になりたる、むつかしくはひ散れば、あけて見る人もはべらず、片つかたに、書ども、わざと置き重ねし人もはべらずなりにし後、手ふるる人もことになし。（『紫式部日記』、204頁）

夫と式部の書物であろうが、漢籍を式部も手にとって読んでいたことは下文からも明確にされる。

それらを、つれづれせめてあまりぬるとき、ひとつふたつひきいでて見はべるを、女房あつまりて、「おまへはかくおはすれば、御幸ひはすくなきなり。なでふをんなか真名書は読む。むかしは経読むをだに人は制しき」と、しりうごちいふを聞きはべるにも、…（『紫式部日記』）

式部は、漢詩漢文の知識を身に付けていたが、周りに見せないようにしていたことは日記の中で語られる。「なでふをんなか真名書は読む」とあるように、この時点でも女性が漢字を読むことを禁じ、昔は経を読むことさえも禁制されていたという内容である。紫式部が真名、漢詩文の教養に優れていた清少納言を批判している話もよく知られる。

さばかりさかしだち、真名書きちらしてはべるほども、よく見れば、まだいとたらぬこと多かり。（『紫式部日記』、202頁）

この激しい清少納言批判の裏にライバル的な意識があるのであろうか。また、実際にも式部は清少納言を「よく見れば、まだいとたらぬこと多かり」というほど、より深い真名・漢詩文の学殖を身に付けていたのであろう。紫式部は和風的な文化を尊重し、女性も穏やかな性格を好んだようである。志村緑氏は、平安時代女性の真名漢籍の学習を検討し、多くの女性が必然的に学んで



いたことを論じている。氏によれば、女性は読経と写経のために、また、当時かなり広く行われた偏つぎと韻塞ぎの遊びの際仲間に加わり優位を競い合い、楽しむために、さらに人物評価に影響を与える漢籍を踏まえた和歌が詠めるように、女子も真名や漢籍を学んでいたと論じる。当時財産相続権は女性にあり、財産の売買の際に文章作成や署名が出来るように真名の知識が必要であった。財産管理上中流以下、地方豪族またはそれ以下の女性も必然的に真名を学んだと指摘する。女官の場合は、特に宮廷内で文書作成など職務遂行のために、真名や漢籍の習得は不可欠であったという（注<sup>xxv</sup>）。漢籍の教養が高い式部は、宮廷で「日本紀の御局」（『紫式部日記』、208頁）というあだ名が付けられている。式部が宮廷のような公式な場所で漢詩文の知識があることを隠そうとしても、周りは分かっていたようである。そして、紫式部は中宮彰子に『白氏文集』の巻3、4の「新楽学府」の進講を頼まれる。

宮の、御前にて、文集のところどころ読ませたまひなどして、さるさまのこと知ろしめさまほしげにおぼいたりしかば、いとしのびて、人のさぶらはぬものひまひまに、をととしの夏ごろより、楽府といふ書二巻をぞ、しどけながら教へたてきこえさせはべる、隠しはべり。宮もしのびさせたまひしかど、殿もうちもけしきを知らせたまひて、御書どもをめでたう書かせたまひてぞ、殿はたてまつらせたまふ。（同上、209～210頁）

人目を避けて、「新楽府」を進講していたが、道長や一条天皇に発見される。しかし、道長は娘が漢籍を習うことに反対していない。「楽学府」などの漢籍を能書家に書写させて中宮に奉る。中宮彰子は天皇の妃であったから、幅広いそして高い教育が求められたのであろう。

以上の和歌、習字、音楽の三科目は、女子教養の必須科目であったが、真名や漢籍の勉強も女性がしていたことが分かる。それらのほかに、物語を読む（女房に読ませる）こと、絵を鑑賞することや自らも描くこと、薫物、染色や裁縫も女子教育の種目であった。

女子の教育は、基本的に家庭で行われた。紫式部や清少納言のように父親が文人・歌人である場合、親に教わったと考えられる。前に取り上げた『紫式部日記』の用例から弟と紫式部自身も家庭で父親に教育を受けていたことが分かる。母親や結婚後に夫に教わる例もあり、音楽や染色などを学ぶために師匠を招くこともあった。女子の養育に乳母や女房も重要な役割を果たしていたことは、当時の日記や物語からも分かる。紫式部は日記の中で女性の性格性質、あるべき姿をよく言及しているが、その中で、中宮腹の第二皇子の乳母の中務の乳母を以下のように評価している。

中務の乳母（源隆子）、宮（敦良親王）抱きたてまつりて、御帳のはさまより南ざまにゐてたてまつる。こまかに、そびそびしくなどはあらぬかたちの、ただゆるるかに、ものものしきさまうちして、さるかたに人をしへつべく、かどかどしきけはひぞしたる。（『紫式部日記』、219頁）

ゆるらかで、おごそかな性質、才気もあり、まさに「人をしへつべく」乳母であった。中務の乳母を「かどかどし」と評価するもう一つの段がある。

ただ渡殿の上のほどをほのかに見て、中務の乳母と、よべの御口ずさみをめできこゆ。この命婦こそ、ものの心得て、かどかどしくははべる人なれ。（『紫式部日記』、218頁）

道長の「御口ずさみ」は「子の日する野辺に小松のなかりせば千代のためしになにを引かまし」（拾遺・春 壬生忠岑）である。式部と中務の乳母が道長の昨夜の口ずさみをおほめしあう。こ

の乳母のように、性格が穏やかで、物の心も得て、才気がある人は子供の教育に相応しいとされているが、今もそれが変わらない。以下、紫式部が述べる良い女性像である。

様よう、すべて人はおいらかに、すこし心おきてのどかに、おちるぬるをもととしてこそ、ゆゑもよしも、をかしく心やすけれ。もしは、色めかしくあだあだしけれど、本性の人がらくせなく、かたはらのため見えにくさませずだになりぬれば、にくうははべるまじ。（『紫式部日記』、206～207頁）

#### 4、おわりに

以上、本論文において、主に平安時代を中心に子女教育・教養のあり様を見てきた。男子は大学寮、または教官の私塾や家庭で教育された。蔭位子孫の貴族は、出世するためではなく、官職に就いた後に実用できた紀伝道的ないし和歌や楽器などの教養を身に付けている。中下級貴族の子弟は、出世するために大学入学を目指し、世襲氏族の子弟は家学を教授伝授するためにより専門的な学識を得ていた。それに対して、女子は家庭で親や乳母、女房のもとで和歌や手習、楽器の教育を受け、さらに主婦として必要な染色や裁縫の技術を身に付けていた。ほとんどが実的なものである。家柄や親が決める将来によっても、女子の教育の内容や教育方針に相違があったのである。

#### 【注】

- i 桃裕行「古代末期の大学—文章生歴名帳の検討—」（『講座日本教育史』編集委員会『講座日本教育史』第一巻、原始・古代／中世、第一法規、1984年4月）／桃裕行『上代学制の研究〔修訂版〕』桃裕行著作集、第1巻、思文閣、1994年6月。
- ii 井上光貞ほか校注『律令』日本思想大系3、岩波書店、2001年10月（1976年12月〔初版〕）。（以下、『律令』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- iii 『九条右丞相遺誡』（山岸徳平ほか校注『古代政治社会思想』日本思想大系8、岩波書店、1979年3月）。（以下、『九条右丞相遺誡』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- iv 『意見十二箇条』（山岸徳平ほか校注『古代政治社会思想』日本思想大系8、岩波書店、1979年3月）。（以下、『意見十二箇条』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- v 日向一雅「貴族の学芸と遊芸」（『源氏物語—その生活と文化』中央公論美術、2004年2月）、278頁。
- vi 『九条右丞相遺誡』（山岸徳平ほか校注『古代政治社会思想』日本思想大系八、岩波書店、1979年3月）。（以下、『九条右丞相遺誡』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- vii 日向一雅「光源氏の儒教的形象—『九条右丞相遺誡』と『令集解』を媒介にして—」（『源氏物語の準拠と話型』至文堂、1999年3月）、128頁。
- viii 石川松太郎「概説」（『講座日本教育史』編集委員会『講座日本教育史』第1巻、原始・古代／中世、第一法規、1984年4月）。
- ix 渋川久子「平安貴族の女子教育」（『講座日本教育史』第1巻、原始・古代／中世、第一法規、1984年4月）、124頁。
- x 加藤理『「ちご」と「わらは」の生活史—日本の中古の子どもたち—』（『慶應通信』1994年8月）。
- xi 前掲5に同じ
- xii 前掲5に同じ、284頁。
- xiii 中野幸一校注・訳『紫式部日記』（藤岡忠美ほか校注・訳『和泉式部日記 紫式部日記 更級日記 讃岐典侍日記』新編日本古典文学全集26、小学館、1994年8月）。（以下、『紫式部日記』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- xiv 前掲5に同じ。
- xv 前掲9に同じ。
- xvi 前掲8に同じ、12頁。本編所収の小山田和夫の論文「崇親院と藤原良相の仏教」を参照。
- xvii 前掲9に同じ、126頁。

- xviii 前掲10に同じ、208～209頁。
- xix 松尾聰・永井和子『枕草子』新編日本古典文学全集 18、小学館、1997年11月。（以下、『枕草子』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- xx 山中裕ほか校注『栄華物語』新編日本古典文学全集 32～34、小学館、1997年1月。  
『大鏡』の用例は、以下の通りである。「帝、箏の琴をめめでたくあそばしけるも、御心に入れて教へなど、かぎりなくときめきたまふに…」（119頁）（橘健二・加藤静子『大鏡』新編日本古典文学全集 34、小学館、1996年6月）（以下、『栄華物語』と『大鏡』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- xxi 前掲9に同じ、138頁。
- xxii 前掲9に同じ、137頁。
- xxiii 小沢正夫・松田成穂校注・訳『古今和歌集』新編日本古典文学全集 11、小学館、1994年11月。（以下、『古今和歌集』の本文の引用は同書に拠るものとし、頁数のみを記す。）
- xxiv 前掲9に同じ、135頁
- xxv 志村緑「平安時代女性の真名漢籍の学習——一世紀ごろを中心に——」（総合女性史研究会編『教育と思想』日本女性史論集八、吉川弘文館、1998年5月）

ほか、

- クルボノヴァ・グルノザ「『源氏物語』の女子教育・教養論の研究」（修士論文）、明治大学、2012年。
- クルボノヴァ・グルノザ「『源氏物語』の女子教育-光源氏による娘明石の姫君の「后がね」教育-」『文化継承学論集』10号、2014年、13-25頁
- クルボノヴァ・グルノザ「光源氏による紫の上の教育：「手習い」から見た紫の上像」『文化継承学論集』11号、2015年、1-15頁
- クルボノヴァ・グルノザ「『源氏物語』における「やはらかなり」」『日本古代学』8号、2016年、33-55頁。
- クルボノヴァ・グルノザ「宇治の大君造型 -「静かなり」「重りかなり」「気高し」-」『文学研究論集』49、2018年、145-163頁。
- クルボノヴァ・グルノザ「『源氏物語』の女性描写と表現 -ウズベク語訳に向けて」（博士請求論文）、明治大学、2019年。